

本県の特性を活かして中小企業の振興を図るため、次の施策を展開していきます。

条例 第10条～第16条の2

1. 技術の高度化、商品及びサービスの高付加価値化等による競争力の強化

- ① 経営革新の促進及び新たな需要の創出
- ② 産学官連携等によるものづくり技術の高度化
- ③ 付加価値の高い商品開発の促進

2. 成長発展が期待される新たな産業の創出

- ① 創業及び新事業創出の促進
- ② 新たな成長産業の育成
- ③ 企業立地の促進による新たな産業の集積

3. 販路開拓に関する事業環境の整備

- ① 国内外における販路開拓活動の促進
- ② 経済交流の促進、物流の活性化
- ③ 産業の空洞化の防止

4. 経営の安定及び経営基盤の強化

- ① 中小企業支援体制の強化
- ② 資金供給の円滑化
- ③ 受注機会の増大
- ④ 下請け取引の適正化

5. 商業及びサービス業の振興、まちづくり等による地域の活性化

- ① 商業・サービス事業者の経営革新の促進
- ② 地域の特色を活かしたまちづくりの促進
- ③ 伝統産業などの地域に根ざした産業の振興

6. 産業の発展を担う人材の育成

- ① 創業や新事業創出を志す人材、グローバル人材、後継者等の育成
- ② 技術者の育成、技能の継承、伝統産業の後継者の育成
- ③ 段階的・体系的な職業能力開発の促進
- ④ 職業観、勤労観の形成

7. 雇用機会の確保と雇用環境の整備等

- ① 中小企業を支える人材の確保、JITターンの促進、女性の多様な就業の機会の創出に対する支援
- ② 意欲と能力に応じた多様な就業の促進
- ③ 安心して働くことができる雇用環境の整備

★ 8. 地域の活性化及び地域住民の生活の向上等に資する小規模企業者の事業活動の促進

- ① 小規模企業の地域活性化、地域住民の生活の向上等に資する事業活動の促進



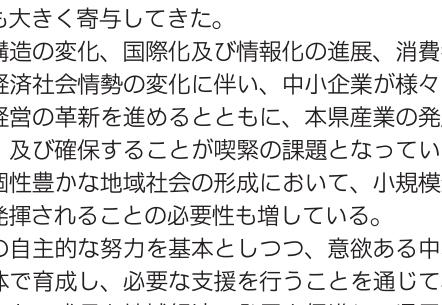
皆さんからの幅広いご意見・ご提言を施策に反映するため、県民会議を設けています。

条例

第17条～第18条

幅広いご意見・ご提言を今後の施策に反映していくため、関係機関、学識経験者、県民代表などで構成する「富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する県民会議」を設けています。

この会議では、条例に基づく中小企業振興施策等を定期的に検証するとともに、今後の施策展開について審議を行います。



中小企業の振興に貢献している企業や団体を顕彰するため、「中小企業元気とやま賞」を設けています。

中小企業元気とやま賞

表彰対象

富山県中小企業の振興と人材の育成、小規模企業の持続的な発展の促進等に関する基本条例

会の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解を深め、豊かで活力ある地域社会の形成に協力するよう努めるものとする。

2 県は、技能者の育成及び技能の継承並びに伝統産業の後継者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、段階的かつ体系的な職業能力の開発及び向上の促進を図るために、多様な職業訓練の実施、中小企業者が行う職業訓練に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、職業観及び勤労観の形成を図るために、就業体験の機会の提供、就業に関する意識の啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の機会の確保と雇用環境の整備等)

第16条 県は、中小企業者を支える人材の確保を図るため、若者等の県内の中小企業への就業の促進、東京圏等からの就業の促進、女性の多様な就業の機会の創出に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、意欲及び能力に応じた多様な就業の促進を図るために、就業を希望する者のそれの状況に応じた就業支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、安心して働くことができる雇用環境の整備を促進するため、仕事と育ての両立の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域の活性化及び地域住民の生活の向上等に資する小規模企業者の事業活動の促進)

第17条 県は、小規模企業者が単独又は共同して行う事業活動であって、地域の活性化又は地域住民の生活の向上及び交流の拡大に資するものに必要な施策を講ずるものとする。

(富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する県民会議)

第18条 中小企業の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要な課題と位置付け、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が本県経済において果たす役割の重要性と併せて小規模企業が地域社会において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興と人材の育成、小規模企業の持続的な発展の促進等（以下「中小企業の振興等」という。）にのっとり、中小企業の振興等に関する総合的施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、中小企業の振興等に関する施策の実施に当たっては、国、市町村、中小企業者、中小企業に関する団体、地域金融機関、研究機関、教育機関、大企業者及び県民と連携し、及び協力して取り組むよう努めるものとする。

(販路の開拓に関する事業環境の整備)

第12条 県は、中小企業者の国内及び国外における販路の開拓を促進するため、企業との商談の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、経済交流の促進及び物流の活性化を図るため、貿易及び投資に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、産業の空洞化を防ぐため、県内のものづくりの拠点の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(目的)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的・社会的環境の変化に対応して、自主的に新技術及び新商品の開発、販路の開拓、人材の育成等に取り組み、その経営の向上及び改善を図るよう努めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

3 中小企業に関する団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。

4 地域金融機関 県内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。

5 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）、大学及び高等専門学校その他の職業に必要な能力を育成する人材の育成に努めるものとする。

6 研究機関及び教育機関の役割

第7条 研究機関及び教育機関は、基本理念にのっとり、研究開発の成果の普及、技術支援、教育活動等を通じて、中小企業の振興等に協力するよう努めるものとする。

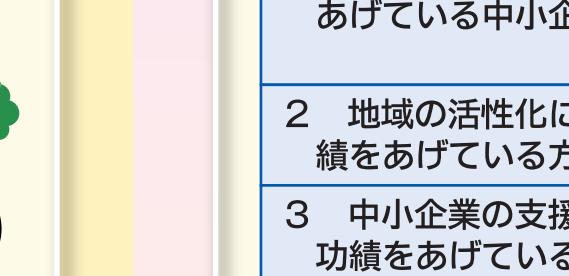
(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、地域の特色を生かしたまちづくりを促進するため、まちのにぎわいづくりの推進、商店街の活性化の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、伝統産業等地域に根ざした産業の振興を図るため、伝統工芸品等の販路の開拓の支援、その産業に特有の技能の継承の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(産業の発展を担う人材の育成)

第15条 県は、創業及び新事業の創出を志す人材、国際的な視野に立って事業を展開できる人材並びに事業の後継者の育成を図る



応募資格

- ・県内に本社、主たる事務所等を置く中小企業者
- ・地域の活性化に取り組む団体や中小企業を支援する団体等

